

・産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況
(平成15年度実績)

1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査(平成15年度実績)による〕

1. 調査方法

(1) 調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市

(2) 調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数

2. 調査結果の概要

平成16年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で22,463施設(前年度21,925施設)となっており、前年度より538施設(前年度比約2.4%)増加している。(表1-1参照)

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	件 数 (平成16年4月1日現在)	平成15年度		
		新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	19,916 (19,284)	1,166	162	586
汚泥の脱水施設	6,682 (6,646)	250	31	236
汚泥の乾燥施設(機械)	235 (242)	12	3	17
汚泥の乾燥施設(天日)	83 (84)	0	4	1
汚泥の焼却施設	650 (644)	18	10	17
廃油の油水分離施設	266 (261)	11	3	7
廃油の焼却施設	637 (629)	18	7	13
廃酸・廃アルカリの中和施設	202 (196)	9	1	3
廃プラスチック類の破砕施設	951 (832)	139	19	21
廃プラスチック類の焼却施設	1,066 (1,125)	29	9	69
木くず又はがれき類の破砕施設	7,248 (6,684)	629	61	93
コンクリート固型化施設	44 (44)	1	1	1
水銀を含む汚泥のばい焼施設	7 (6)	1	0	0
シアン化合物の分解施設	227 (230)	4	1	7
PCB廃棄物の焼却施設	0 (0)	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	17 (13)	4	0	0
PCB廃棄物の洗浄施設	6 (5)	1	0	0
その他の焼却施設	1,595 (1,643)	40	12	101
最終処分場	2,547 (2,641)	24	25	52
遮断型処分場	35 (39)	0	0	5
安定型処分場	1,554 (1,632)	16	14	32
管理型処分場	958 (970)	8	11	15
合 計	22,463 (21,925)	1,190	187	638

注) 1. 「木くず又はがれき類の破砕施設」は、平成13年2月から許可対象施設に加わっている。
2. ()内は前年度の調査結果

(1) 中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 19,916 施設となっており、前年度との比較では 632 施設（前年度比 3.2%）の増加となっている。中間処理施設のうち汚泥の脱水施設が 33.6%、木くず又はがれき類の破碎施設が 36.4%、その他の焼却施設が 8.0%を占めている。（新規の焼却施設数については、図 1 - 1 のとおり。）

(2) 最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,547 施設となっており、前年度との比較では 94 施設の減少となっている。（新規施設数については、図 1 - 2 のとおり。）

(参考) 産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

図 1 - 1 焼却施設の新規許可件数

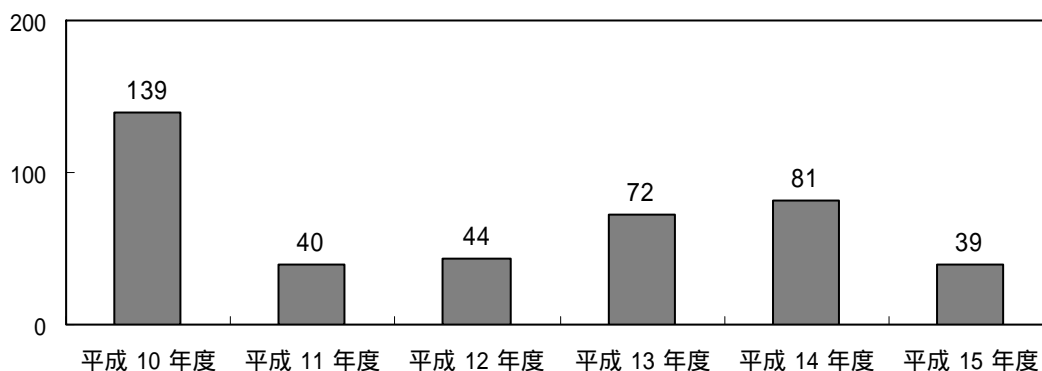
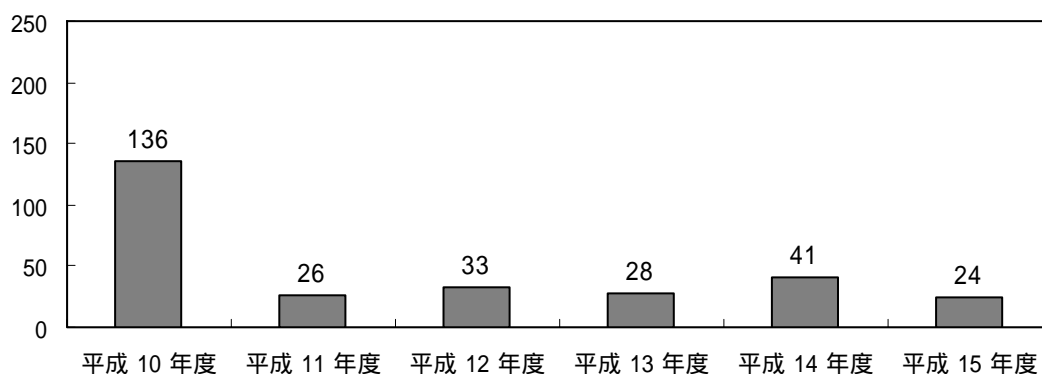


図 1 - 2 最終処分場の新規許可件数



注) 焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で 1 としているため、表 1 - 1 の数値とは一致しない。

2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 15 年度実績）による〕

1. 調査方法

- (1) 調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市
- (2) 調査内容 産業廃棄物処理業者の許可件数

2. 調査結果の概要

(1) 産業廃棄物処理業の許可の状況

平成 16 年 4 月 1 日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 37,906 件増加し、254,845 件となっている。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、22,662 件であった。

(図 2 - 1、表 2 - 1 参照)

図 2 1 許可件数の経年変化

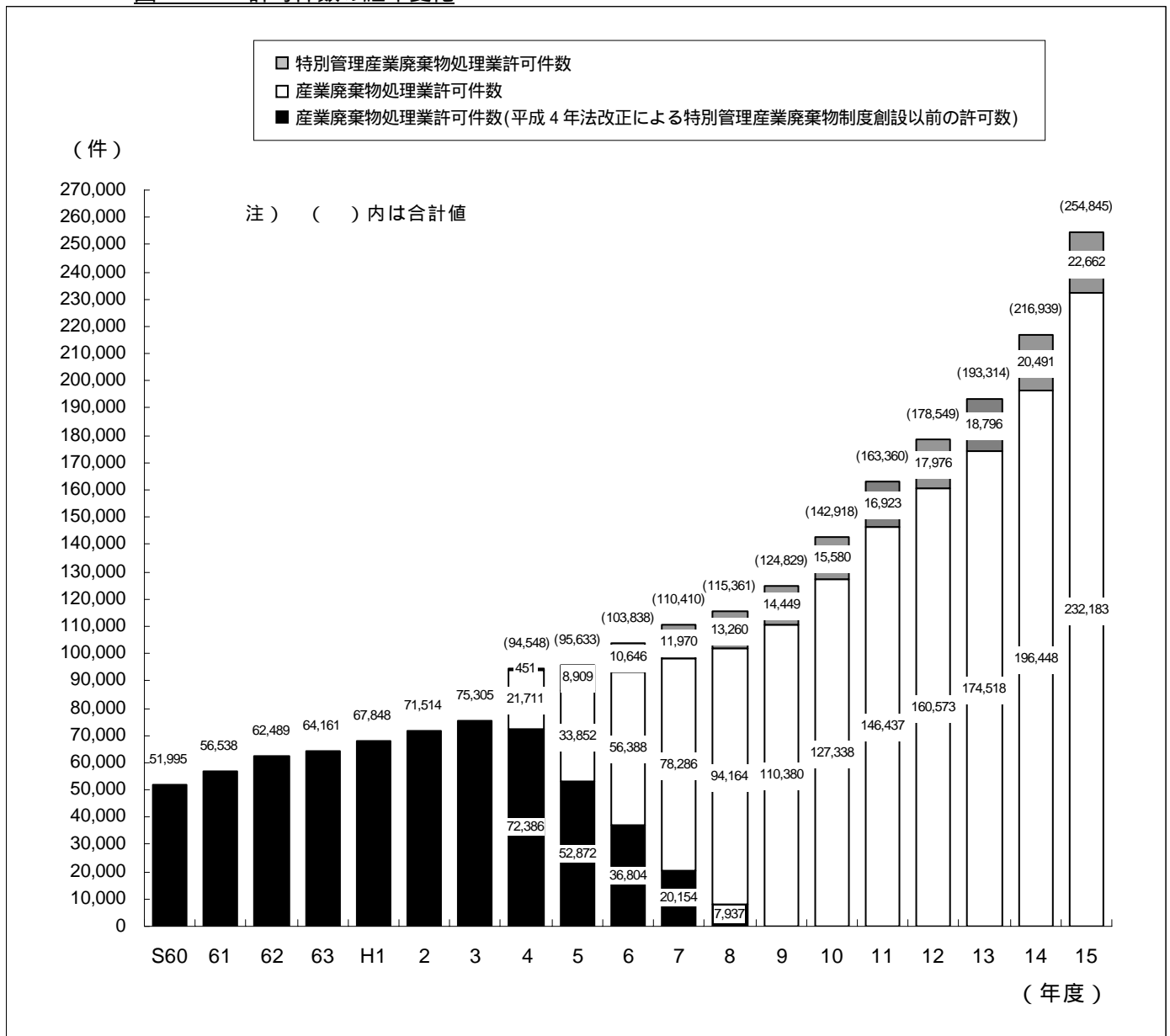


表 2 - 1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成 16 年 4 月 1 日現在）

許 可 件 数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
232,183	22,662	254,845

（内 訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	平 成 15 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	220,187 (185,394)	21,435 (21,851)	24,992 (13,739)
積替あり	7,356 (7,872)	448 (721)	1,209 (907)
積替なし	212,831 (177,522)	20,987 (21,130)	23,783 (12,832)
処 分 業	11,996 (11,054)	958 (990)	1,792 (1,186)
中間処理のみ	10,615 (9,665)	930 (963)	1,553 (1,059)
最終処分のみ	675 (673)	22 (17)	111 (56)
中間・最終	706 (716)	6 (10)	128 (71)
合 計	232,183 (196,448)	22,393 (22,841)	26,784 (14,925)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	平 成 15 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	21,804 (19,642)	2,022 (1,627)	7,764 (1,408)
積替あり	941 (1,051)	58 (84)	385 (94)
積替なし	20,863 (18,591)	1,964 (1,543)	7,379 (1,314)
処 分 業	858 (849)	47 (41)	483 (64)
中間処理のみ	794 (781)	44 (41)	444 (57)
最終処分のみ	37 (38)	3 (0)	20 (3)
中間・最終	27 (30)	0 (0)	19 (4)
合 計	22,662 (20,491)	2,069 (1,668)	8,247 (1,472)

- 注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 2. () 内は、前年度の調査結果である。

(2) 産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成15年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く）の届出件数は合計 3,829 件であった。（表2-2参照）

表2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数（平成15年度）

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
3,345	484	3,829

(内訳)

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	3,036 (2,106)	449 (243)
積替あり	149 (93)	21 (16)
積替なし	2,887 (2,013)	428 (227)
処分量	309 (261)	35 (41)
中間処理のみ	246 (225)	32 (38)
最終処分のみ	52 (22)	2 (1)
中間・最終	11 (14)	1 (2)
合計	3,345 (2,367)	484 (284)

注) ()内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成15年度実績）による〕

1. 調査方法

- (1) 調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市
 (2) 調査内容 行政処分等

2. 調査結果の概要

平成15年度における法第19条の立入検査件数は、129,753件（前年度119,043件）であった。

また、平成15年度における行政処分については、法第14条の3（取消処分は、法改正により、12月1日から法第14条の3の2）による処分（産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は694件（前年度403件）、法第14条の6による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は37件（同65件）、法第15条の3（改善命令・停止命令は、法改正により、12月1日から法第15条の2の6）による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し・改善命令・停止命令）の合計は150件（同164件）、法第19条の3の命令（改善命令）は107件（同159件）、法第19条の5の命令（措置命令）は75件（同120件）、法第19条の6の命令（措置命令）は7件であった。（表3-1参照）

表3-1 行政処分等の件数（平成15年度）

処分等の内容		件数	
立入検査等	法第18条の報告徴収	34,621	(40,576)
	法第19条の立入検査	129,753	(119,043)
管理票に関する 行政指導	法第12条の6の勧告	0	(1)
	法第12条の6に係る指導	1,489	(1,070)
行政処分	法第14条の3による処分 〔産業廃棄物処理業の 許可取消し・停止命令〕	取消し ¹	607 (312)
		全部停止	81 (89)
		一部停止	6 (2)
		合計	694 (403)
	法第14条の6による処分 〔特別管理産業廃棄物処理業の 許可取消し・停止命令〕	取消し	26 (49)
		全部停止	11 (16)
		一部停止	0 (0)
		合計	37 (65)
	法第15条の3による処分 〔産業廃棄物処理施設の 許可取消し・改善命令・停止命令〕	取消し	33 (37)
		改善命令 ²	63 (80)
		停止命令 ²	54 (47)
		合計	150 (164)
	法第19条の3の命令（改善命令）	107	(159)
法第19条の5の命令（措置命令）	75	(120)	
法第19条の6の命令（措置命令）	7	(0)	

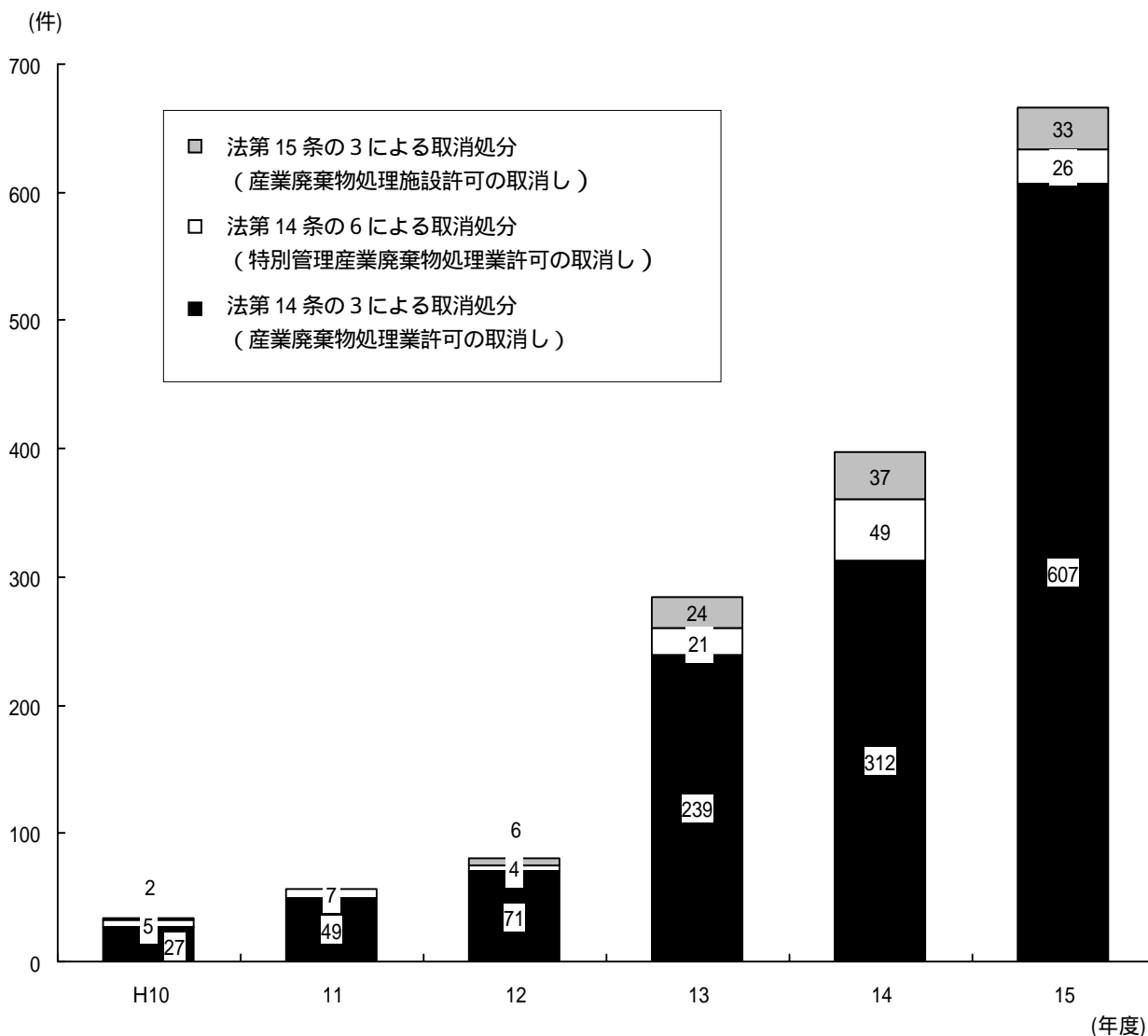
注) 1. ()内は、前年度の調査結果である。

2. 1は、法改正により、12月1日から法第14条の3の2。

3. 2は、法改正により、12月1日から法第15条の2の6。

(参考) 取消処分 の 推移

図 3 1 取消処分件数の経年変化



- 注) 1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。

(参考資料)

1. 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
中間処理施設	11,226	11,683	11,976	14,625	14,007	13,854	17,787	19,540	19,284	19,916
汚泥の脱水施設	6,250	6,416	6,440	6,653	6,631	6,724	6,715	6,708	6,646	6,682
汚泥の乾燥施設（機械）	192	208	212	216	215	228	234	232	242	235
汚泥の乾燥施設（天日）	95	97	91	90	85	88	88	82	84	83
汚泥の焼却施設	529	546	569	706	739	721	709	717	644	650
廃油の油水分離施設	287	287	273	278	270	263	264	271	261	266
廃油の焼却施設	535	552	583	670	686	667	646	646	629	637
廃酸・廃アルカリの中和施設	177	180	161	169	165	174	178	193	196	202
廃プラスチック類の破砕施設	301	340	372	418	464	528	617	703	832	951
廃プラスチック類の焼却施設	2,170	2,331	2,445	2,575	2,002	1,848	1,708	1,572	1,125	1,066
木くず又はがれき類の破砕施設							4091	5,970	6,684	7,248
コンクリート固化施設	54	51	52	50	48	46	47	46	44	44
水銀を含む汚泥のばい焼施設	5	5	5	6	6	6	7	7	6	7
シアン化合物の分解施設	275	266	245	263	253	246	245	235	230	227
PCB 廃棄物の焼却施設						0	0	0	0	0
PCB 廃棄物の分解施設						2	5	10	13	17
PCB 廃棄物の洗浄施設						0	0	3	5	6
その他の焼却施設	356	404	528	2,531	2,443	2,313	2,233	2,145	1,643	1,595
最終処分場	2,720	2,804	2,920	2,951	2,972	2,749	2,750	2,711	2,641	2,547
遮断型処分場	40	44	44	45	43	41	41	41	39	35
安定型処分場	1,676	1,688	1,776	1,805	1,834	1,669	1,674	1,651	1,632	1,554
管理型処分場	1,004	1,072	1,100	1,101	1,095	1,039	1,035	1,019	970	958
合 計	13,946	14,487	14,896	17,576	16,979	16,603	20,537	22,251	21,925	22,463

2. 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況（平成16年4月1日現在）

都道府県	中間処理施設		最終処分場
		うち焼却施設	
北海道	1,283	158	429
青森県	338	64	35
岩手県	350	61	52
宮城県	362	47	23
秋田県	282	50	21
山形県	329	72	26
福島県	452	138	77
茨城県	548	152	96
栃木県	297	57	19
群馬県	341	74	40
埼玉県	396	129	10
千葉県	695	143	51
東京都	365	43	5
神奈川県	762	158	28
新潟県	711	119	58
富山県	433	44	28
石川県	191	34	27
福井県	181	60	18
山梨県	145	25	3
長野県	502	88	35
岐阜県	420	86	52
静岡県	1,014	238	216
愛知県	1,117	213	153
三重県	575	99	37
滋賀県	385	117	45
京都府	198	26	16
大阪府	567	118	17
兵庫県	914	183	64
奈良県	68	19	19
和歌山県	149	21	11
鳥取県	131	14	19
島根県	201	35	29
岡山県	444	95	48
広島県	535	158	98
山口県	476	107	98
徳島県	138	37	16
香川県	208	43	57
愛媛県	510	92	51
高知県	147	33	18
福岡県	773	175	84
佐賀県	218	41	45
長崎県	395	43	35
熊本県	339	53	46
大分県	279	55	41
宮崎県	276	55	73
鹿児島県	392	44	48
沖縄県	84	32	30
全国計	19,916	3,948	2,547

行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
法第18条 報告徴収	15,647	27,611	24,806	30,915	24,900	28,936	16,929	45,028	40,576	34,621
法第19条 立入検査	68,384	73,033	71,862	86,749	99,558	111,715	118,188	129,096	119,043	129,753
法第12条の6 勧告	1	1	0	0	0	0	0	8	1	0
法第14条の3 許可の取消し	5	12	8	7	27	49	71	239	312	607
法第14条の3 停止命令	39	81	47	40	50	61	156	102	91	87
法第14条の6 許可の取消し	3	3	1	2	5	7	4	21	49	26
法第14条の6 停止命令	20	6	6	3	4	8	19	14	16	11
法第15条の3 許可取消し	0	0	0	0	2	0	6	24	37	33
法第15条の3 改善命令	3	4	12	10	32	56	31	44	80	63
法第15条の3 停止命令	1	7	4	5	7	11	13	23	47	54
法第19条の3 改善命令	34	31	50	68	118	173	108	179	159	107
法第19条の5 措置命令	3	9	13	15	44	29	45	115	120	75
法第19条の6 措置命令	-	-	-	-	-	-	-	0	0	7

【平成14年度データの一部修正について】

前回公表した調査結果のうち、一部のデータに修正があり、今回の発表はその修正後のデータを用いている。

・産業廃棄物広域認定等に関する状況（平成16年度実績）

1. 産業廃棄物広域認定の実績について

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、従来、「広域再生利用指定制度」により、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進してきたところであるが、今般、廃棄物の適正処理をより一層促進させるため、従来の広域再生利用指定制度をより強化する形で広域認定制度が平成15年12月に創設された。平成16年度における広域認定対象産業廃棄物ごとの回収量及び平成16年度末において認定されている認定数は次に示すとおりである。

表-1 産業廃棄物広域認定業者回収量（平成16年度実績）

対象産業廃棄物	回収量（t）	認定数
石膏ボード、石膏製品	6,150 (-)	1 (0)
窯業系サイディング	12,391 (-)	2 (0)
情報通信機器又は情報処理機器	18,416 (-)	15 (0)
軽量気泡コンクリート	560 (-)	2 (0)
工業用研削砥石	1,013 (-)	3 (0)
ロックウール	36 (-)	2 (0)
パーティクルボード	0 (-)	2 (0)
けい酸カルシウム板及びゾノライト系けい酸カルシウム	2 (-)	3 (0)
木毛セメント板	14 (-)	1 (0)
タイル、ブロック、衛生陶器	56 (-)	1 (0)
押出し発泡ポリスチレン	118 (-)	3 (0)
発泡スチロール	8 (-)	1 (0)
ポリオレフィン床材	0 (-)	1 (0)
金属樹脂複合板	28 (-)	1 (0)
ポリエステル繊維製品（エコホーム）	34 (-)	1 (0)
表面保護フィルム	2 (-)	1 (0)
住宅設備機器	25 (-)	1 (0)
蛍光ランプ	7 (-)	1 (0)
建築部材	14,545 (-)	1 (0)
原動機付自転車及び自動二輪車	19 (-)	15 (0)
小形充電式電池	369 (-)	1 (0)
陶器瓦	0 (-)	1 (0)
粘土瓦	0 (-)	1 (0)
複写機及びその部品	0 (-)	1 (0)
ナイロン6製産業用ネット	0 (-)	1 (0)
合計	53,792 (-)	63 (0)

*括弧は前年度実績を示す。

*小数点以下四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがある。

2. 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不要とする制度が設けられている。平成16年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

表 - 2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成16年度)

再生利用の内容	再生利用量	再生品数量	再生に伴い生じた廃棄物の数量	認定業者数
シールド工法を用いた掘削工事に伴って生じた汚泥を高規格堤防（スーパー堤防）の築造材として再生利用	(963 m ³) 10,880 m ³	(963 m ³) 10,880 m ³	(0 m ³) 0 m ³	(2) 2
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用 ^{注1}	(175,337 t) 10,880 t	(31,821,988 t) 52,852,376 t	(0 t) 0 t	(20) 22
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	(2,810 t) 3,770 t	(2,500 t) 3,275 t	(136 t) 93 t	(4) 4
シリコン汚泥（半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。）を転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用する。	3 t	0 t	0 t	(-) 1
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品（ゴムと鉄を原材料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。）を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する。	(23,660 t) 52,119 t	(3,076 t) 6,776 t	(0 t) 0 t	(1) 1
廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する。	11,384 t	11,796,231 t	0 t	(-) 17

* 括弧は前年度実績を示す。

注：廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

3. 産業廃棄物広域再生利用指定の実績について

広域認定制度の創設により当該制度と同一の制度趣旨を有する広域再生利用指定制度は、法制度的に上位の制度に吸収させるために廃止をしたが、広域再生利用指定制度により指定を受けている者については従来通りの取扱いを可能とする経過措置を設けている。平成16年度における指定産業廃棄物ごとの回収量及び平成16年度末において指定されている指定数は次に示すとおりである。

表-1 産業廃棄物広域再生利用指定業者回収量（平成16年度実績）

指定産業廃棄物	回収量（t）		指定数	
廃タイヤ	314,000	(304,811)	2	(2)
石膏ボード、石膏製品	142,828	(144,279)	2	(2)
廃パチンコ台 ^注	12,354	(16,574)	8	(8)
窯業系サイディング	8,371	(16,556)	4	(5)
情報通信機器又は情報処理機器	16,330	(9,371)	18	(19)
軽量気泡コンクリート	2,441	(3,125)	2	(3)
工業用研削砥石	1,172	(1,792)	2	(3)
ドナーフィルム	143	(181)	1	(1)
ロックウール	712	(728)	7	(6)
グラスウール	368	(238)	3	(4)
パーティクルボード	3,228	(1,849)	2	(2)
実験用動物輸送容器	469	(186)	2	(2)
住宅屋根用化粧スレート	514	(1,330)	1	(2)
ゾノライト系けい酸カルシウム	119	(160)	1	(1)
クリーニング用ハンガー	26	(9)	1	(1)
プラスチック製雨樋	5	(1)	1	(1)
木毛セメント板	9	(1)	1	(1)
タイル、ブロック、衛生陶器	9	(11)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン板	284	(0)	4	(4)
プラスチック系床材	1	(0)	2	(2)
金属樹脂複合板	22	(-)	1	(1)
ポリエステル繊維製品（エホム）	0	(-)	1	(1)
電子部品製造装置	15	(-)	1	(2)
表面保護フィルム	0	(-)	1	(1)
合計	503,420	(501,202)	69	(75)

* 括弧は前年度実績を示す。

* 小数点以下四捨五入している。

注：廃パチンコ台は20kg/台として換算

産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成16年4月1日現在）による〕

（1）最終処分場の残存容量（平成16年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約18,418万m³であり、前年度から約240万m³（約1%）増加した。

表2-1 最終処分場の残存容量（平成16年4月1日現在）

(単位:m³)

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		31,188 (28,827)
安定型処分場	総数	69,102,718 (73,089,667)
管理型処分場	総数	115,044,476 (108,663,459)
	うち海面埋立	43,303,416 (40,900,210)
計		184,178,382 (181,781,953)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
 3. () は、前年度の調査結果である。

（2）最終処分場の残余年数（平成16年4月1日現在）

平成15年度の最終処分量及び平成16年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では6.1年であるが、首都圏では2.3年と前年度と同様に厳しい状況にある。

表2-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成16年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m ³)	残余年数 (年)
全国	3,000 (4,000)	18,418 (18,178)	6.1 (4.5)
首都圏	807 (1,104)	1,878 (1,838)	2.3 (1.7)
近畿圏	432 (528)	1,839 (1,901)	4.3 (3.6)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 2. 首都圏、近畿圏の産業廃棄物の最終処分量は3,000万t×26.9%（首都圏）、14.4%（近畿圏）（平成15年度排出量の比率）とした。
 3. 残余年数 = 残存容量 / 最終処分量とする。（tとm³の換算比を1とする）
 4. () 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

